

岡山県CKD・CVD対策専門会議設置要綱

(目的)

第1条 生命や生活の質に重大な影響を与えるCKD・CVDに関して、医療の質の向上、医療連携体制の構築及び県民への予防等の普及啓発を推進するため、岡山県CKD・CVD対策専門会議（以下「専門会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 専門会議は、委員25名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の構成員
 - (3) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期が満了した場合においても、後任者が委嘱又は任命されるまでは、その職務を行う。

(所掌事項)

第3条 専門会議は、次の各号に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 医療連携体制の構築に関すること。
- (2) 医療関係者の資質向上に関すること。
- (3) 県民への普及啓発に関すること。
- (4) その他CKD・CVD対策の推進のために必要な事項に関すること。

(会長)

第4条 専門会議に、会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、専門会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 専門会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由により専門会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、本条第2項及び第3

項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(意見の聴取)

第6条 専門会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 専門会議の庶務は、岡山県保健医療部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。